

公開請求の内容及び処理状況

請求日	決定日	公文書の件名	決定内容	非公開事由 (7条該当号)	担当局	担当
令和6年 3月4日	令和6年 3月18日	生活保護法による保護の実施要領に おいて定期借家契約期間切れでも新 しい契約しないで住みつづける事が 出来ると書かれているもの	不存在	号	平野区	生活支援課
令和6年 3月5日	令和6年 4月19日	24区役所における、情報漏洩 事務 処理誤りを無くす為の必要な人員確 保を24区長や副区長は行わないのか わかるもの 総務局と話し合いはされているが効 果が出ていない為	不存在	号	平野区	総務課
令和6年 3月7日	令和6年 3月21日	大阪市職員は、わかりやすく＝違う 意味、内容になる（国保の被保険者 の定義や除外要件を法律とは違う意 味にする事等）が同じ意味であると しているが詳細がわかるもの	不存在	号	平野区	政策推進課
令和6年 3月7日	令和6年 3月21日	大阪市職員は、わかりやすく＝違う 意味、内容になる（国保の被保険者 の定義や除外要件を法律とは違う意 味にする事等）が同じ意味であると しているが詳細がわかるもの	不存在	号	平野区	保険年金課
令和6年 3月11日	令和6年 3月25日	平野区の住民登録をした外国人に対 して紙を渡して、これを読んでくだ さいと最低限の説明すらしないのは 何故でしょうか？ 住んでいる集合住宅において、粗大 ゴミ 騒音が異常だと思います大阪 市職員には普通のことかも知れない が	不存在	号	平野区	住民情報課

請求日	決定日	公文書の件名	決定内容	非公開事由 (7条該当号)			担当局	担当
令和6年 3月13日	令和6年 3月27日	誤認表示 虚偽 詐欺 デタラメ 恫喝等しか出来ない大阪市職員達が こちらが何回も、多年度に渡り迷惑 だからポストに投函するのをやめる ように申し出しても広報平野を投函 する理由	不存在			号	平野区	政策推進課
令和6年 3月13日	令和6年 3月27日	大阪市への寄付金（物品含む。）（納 税義務を追わない、ふるさと納税以 外）の年度別推移がわかるもの（各所 属ごと。最低過去7年間分の年度別 金額の増減がわかるもの（平野区役 所所管分）	不存在			号	平野区	総務課
令和6年 3月13日	令和6年 3月27日	大阪市への寄付金（物品含む。）（還 付や控除、返礼品を求めないふるさと 納税以外）の年度別推移がわかるもの （各所属ごと。最低過去7年間分 の年度別金額の増減がわかるもの。 。）（平野区役所所管分）	不存在			号	平野区	総務課
令和6年 3月20日	令和6年 4月3日	毎年区役所等、市の施設で国の時期 に見かける「小学生の税に関する書 道展」がどの区役所でも行われてい ないが、納税協会等から展示の依頼 がない時に、なぜないのかの確認を しない理由がわかるもの（平野区役 所所管分）	不存在			号	平野区	総務課
令和6年 3月21日	令和6年 4月4日	大阪市職員達は情報公開制度におい て、根拠、理由をどう理解している のかわかるもの。 いつも間違えた考えをそのまま、根 拠、理由としている 担当部署が法令や制度、専門的知識 を使い解説しないから回答してきた ものをどの法令で定められているの か国保の被保険者の定義や除外要件 を法律とは違う意味にする事等につ いて市民の声や情報公開で求めても 無しや不存在としか回答してきたの では そもそもの市民の声や情報公開制度 を平野区、23区役所、福祉局等は間 違えているのでは？ 日本人として、社会人として、人と して市民に回答しないのは市民を人 として扱わない差別しているからで は？	不存在			号	平野区	保険年金課

請求日	決定日	公文書の件名	決定内容	非公開事由 (7条該当号)	担当局	担当
令和6年 3月22日	令和6年 4月3日	IRを誘致するなら、行政の事務処理誤りを無くさないと日常的に多く、他の自治体と比べても多く対策をしても効果しないのは、今からカジノで遊ぶ金を組織的につくっているのでは？違うのであれば、決裁者の基準が不適切過ぎるので改めるべきであるお金の事務処理誤りを無くせない理由がわかるもの (24区役所の福祉局及びこども青少年局所管業務において)	不存在	号	平野区	総務課
令和6年 3月28日	令和6年 4月3日	市民の声の主旨と回答がまったく合わない、福祉局、市民局、24区役所職員の原因は法律の知識不足であるにも法律の勉強をさせて市民の声を回答させない理由	不存在	号	平野区	総務課